

第4章 計画の推進

基本目標1 一人ひとりに寄り添い見守る地域づくり

目配り、気配り、心配りによる、安心して暮らせる福祉のまち

I. 多様な相談を受け止める総合相談体制の充実

現状と課題

住民アンケート調査では、「地域活動やボランティア活動を広げていくために必要なことは」という問い合わせに対して、「気軽に相談できる窓口を設置する」という意見が35.7%と示されており、地区懇談会においても「祭りなどで高齢者と若者のつながりを深めたい」や「地域の様々なノウハウを次の世代に伝えたい」との意見が出されています。

このような意見から、住民が自らの身近な生活課題を気軽に相談できる窓口の充実を図り、必要な時にはすぐに対応できる体制を整えていく必要があります。

住民からの声

- どこの窓口で何を受け付けているのかわかりにくい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
【新規】各相談支援体制の連携を強化する事業・取り組みの追加検討	◇多様な相談内容に応じるため、各課の窓口において相談に応じる職員の能力の向上を図っていきます。 ◇自殺予防対策について、相談窓口の職員の能力向上や専門機関との連携を図ります。 ◇生活困難な方に対して相談支援を行います。
地域包括ケア体制の構築（保健・医療・介護・福祉の連携強化、情報の共有についての体制づくり）	◇健康相談・栄養指導・運動指導・リハビリ相談を実施することにより、生活習慣の改善や疾病予防・機能維持改善を図ります。 ◇医療と保健及び福祉の関係機関の連携を推進します。
住民相談を受ける多様な相談窓口の開設	◇地域の身近なところで活動している民生委員・児童委員・母子保健推進員・食生活改善推進員・健康推進員の方や、その仕事内容を周知します。
地域包括支援センター	◇高齢者の暮らしの相談窓口として、介護・福祉・保健・医療などの相談に、保健師・主任介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士・認知症地域支援推進員などの専門スタッフが支援します。

取り組み名	取り組みの内容
こども家庭センター	◇妊産婦、子育て世帯、こどもを対象にこども家庭センター「S U K U 2 (すくすく)」において、関係機関と連携し包括的な支援を行います。
地域子育て支援センター	◇子育て支援の情報提供に努めるとともに、子育て家庭が必要な支援を受けられるよう、多様なニーズに応えるためのサービスの充実を図ります。
児童虐待通告、相談窓口の設置	◇児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、D V (ドメスティックバイオレンス)、について、住民や地域・関係団体から寄せられた情報に対して、関係機関と連携して迅速に対処します。
子どもの発達相談事業	◇子どもの発達についての心配や対応に関して、専門家による子どもの様子を見て観察・発達確認により、適切なアドバイスを行います。
障害者相談支援事業・障害者基幹相談支援センターの設置	◇障害者の方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護などのために必要な援助を行います。
民生委員・児童委員活動	◇地域の身近なところで活動している民生委員・児童委員の活動内容を周知します。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
ふくし何でも相談	◇日常生活上のあらゆる相談に応じる福祉総合相談窓口としての機能を果たします。	充実
無料法律相談	◇住民の日常生活上における法的トラブルに対して、気軽に相談できる窓口としての役割を果たします。	継続
生活困窮世帯の相談	◇社会的に孤立・経済的に孤立している、または、するおそれのある人、権利擁護を必要としている人の相談に応じ、生活再建を目標にアプローチをし続けます。	継続
権利擁護に関する相談	◇権利擁護センターほっとサポートかつらぎを設置し、意思決定支援と権利侵害の回復支援に取り組みます。	継続
高齢者の暮らしや認知症に関する相談	◇地域包括支援センター事業を受託し、介護・福祉・保健・医療、認知症などの相談に専門スタッフが対応します。 ◇花園支所において高齢者生活福祉センター事業を受託し、住居・生活・移動に関する相談に対応します。	継続
地域活動・ボランティア活動に関する相談	◇ボランティアセンターとしての役割を周知し、自身の得意を生かして、できる時にできる人ができることに取り組めるよう支援します。	継続
【新規】 身近な地域における相談支援	◇福祉サービス事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、障害（児）者の団体など、関係団体との連携を強化し、情報共有や相談を行います。	実施

II. 地域の生活課題等の解決に向けた施策の推進

現状と課題

住民アンケートの結果、日常生活における課題の解決方法について「住民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」という意見が44.2%と最も高く、地区懇談会でも「現状維持だけでなく、将来的な変革に向けた話し合いが必要」といった意見が出され、行政と住民がより密接に協働して地域の生活課題に取り組む必要性が浮き彫りになっています。

福祉サービスの情報提供は、住民と行政を結び、住民が必要な支援を円滑に受けるための基盤として位置付けられます。町の「広報かつらぎ」やホームページ、社会福祉協議会の「福祉かつらぎ」などを通じて、最新情報を発信する体制の充実が求められます。

加えて、高齢者や一人暮らし世帯が今後ますます増加する中で、医療、健康づくり、介護といった基本的な福祉サービスの充実だけでなく、高齢者の日常生活を維持するための移動手段の確保、公共施設のバリアフリー化などの課題もあります。こうした現状と将来的なニーズを踏まえ、行政と住民が連携した取り組みを行うとともに実効性のある支援策を展開することが重要です。

住民が最新の福祉情報を簡単に入手し、安心して必要なサービスを受けられる環境整備を進めるとともに、地域全体で助け合い支え合う体制を構築し、地域の生活課題の解決に向けた施策を推進していきます。

住民からの声

- 自宅から近くの所は雑草が生い茂っている。
- 移動販売の拡張は検討の余地があると思う。
- 中学校までのバスがほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
地域包括ケア会議	◇高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療、介護及び福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や地域課題について検討します。

取り組み名	取り組みの内容
地域福祉計画・地域福祉活動計画概要版の周知	<p>◇福祉サービスについての情報を、「広報かつらぎ」やかつらぎ町のホームページなどを通じて、わかりやすく提供します。</p> <p>◇概要版の配布を通じて本計画の周知を図り、かつらぎ町の地域福祉の考え方を普及します。</p>
生活支援体制整備事業 (協議体・生活支援コーディネーターの設置)	<p>◇地域福祉という概念だけでなく、その意義や目的をさらに詳しく説明し、意識啓発を進めます。</p> <p>◇生活支援コーディネーターによる地域の社会資源の掘り起こしやネットワークづくりを推進します。</p>
地域公共交通網の充実	<p>◇公共交通空白地帯の解消や交通弱者の移動手段の確保に努めます。</p> <p>◇身近な場所への移動手段が問題となる住民に対して、自転車に代わる移動手段としてマイクロモビリティなどの実用性と安全性を検証し、利便性を図る取り組みを進めます。</p> <p>◇交通弱者の方の利用ニーズに合わせた移動手段が提供できるよう、様々な交通手段の検討を行います。</p>

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
福祉かつらぎによる情報発信	◇「福祉かつらぎ」は、毎月の発行によって、社協の活動や福祉に関わる情報を発信します。	充実
目が不自由な方への情報提供	◇「朗読山びこ」や「点字サークルあすなろ」の協力を得て、音声や点字での広報を作成し、情報を提供します。	継続
ホームページによる情報発信	◇職員がリアルタイムで更新できるシステムとなるよう検討します。	充実
SNSによる情報発信	◇日々の活動を職員がリアルタイムで発信し、活動内容の周知に努めます。	充実
チラシやポスターの活用	◇個々の事業内容や取り組みが一目でわかり、インパクトのあるチラシやポスターを作成し、活動を発信します。	継続
関係団体との連携による発信	◇情報が届きにくい方には、関係団体の会合や研修会の場を生かし、情報を発信する仕組みをつくります。	継続

III. 福祉サービスを安心して受けられる環境整備

現状と課題

福祉サービスに対する住民の関心は前回に比べ「とても関心がある」という回答が9.9ポイント減少し、「あまり関心がない」という回答が同じく9.9ポイント増加している状況です。また、「社会福祉協議会が行う活動・支援で充実してほしいもの」では、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が38.4%と最も多く、成年後見制度の認知度について「よく知らないが聞いたことがある」(27.8%)と「知らない」(27.6%)を合わせると55.4%と過半数を占めています。「成年後見制度の利用促進のために重要なこと」では、「制度の周知・広報活動の充実」(41.9%)や「相談窓口・相談体制の充実」(39.6%)、「手続きの支援などの負担軽減」(32.8%)が必要とされています。

また、地区懇談会では「シニア世代も若い人も活躍できる場を作りたい」といった意見が出るなど、福祉サービスを安心して受けられる環境の整備が求められています。

これらの課題に対し、福祉サービスの利用促進及び情報の提供を強化することで、住民が安心して支援を受けられる環境を整備していきます。

住民からの声

- 自立支援医療費の1割負担を無償化してほしい。
- 住民がこまめにゴミを出せるようになれば、ごみ屋敷などに陥る家庭が減ると思う。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
地域見守り協力員制度	◇民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域見守り協力員、地域で活動する団体などが協力し、見守り活動が行えるよう支援します。
緊急通報システム	◇一人暮らし高齢者などで身体病弱により、常時注意を要する方に緊急通報システムを設置し、緊急時の連絡手段を確保します。
生活支援事業	◇高齢者の一人暮らしや認知症の方の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護)サービスを推進します。

取り組み名	取り組みの内容
権利擁護事業	<p>◇認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の権利を守るために成年後見制度の利用促進を行います。</p> <p>◇判断力が低下された方の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることにより、本人を保護・支援します。</p>
配食サービス	◇高齢者の一人暮らしや認知症の方の増加を踏まえ、見守りを兼ねた配食サービスを推進します。
地域包括ケア会議（再掲）	◇高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療、介護及び福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や地域課題について検討します。
地域ケア個別会議	<p>◇介護サービス関係者や専門職が集まり、困難事例等の個別ケースの支援内容を検討します。</p> <p>◇地域ケア個別会議を開催することで、介護サービスの内容について適切な指導などを行います。</p> <p>◇地域支援ネットワークの構築を行うとともに高齢者等の自立支援に資するケアマネジメント支援を行い、地域課題の把握を行います。</p>
橋本・伊都地域自立支援協議会	◇障害福祉サービスについては、橋本・伊都地域自立支援協議会の中で協議しながら、研修等を行うことでサービスの向上に努めます。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
成年後見利用促進に係る中核機関の一部受託	<p>◇判断能力が不十分な人の困りごとに対応します。</p> <p>◇意思決定支援と権利侵害の回復支援に取り組みます。</p> <p>◇分野を超えてその人にあった暮らしを応援します。</p>	充実
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	◇判断能力が不充分な高齢者や知的障害者、精神障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。	充実
日常生活金銭管理等事業	◇高齢者や障害者で、判断能力はあるが安定した生活のために継続的な相談支援が必要な方に対して、福祉サービス利用援助事業に準じたサービスを行います。	継続
成年後見制度への対応	◇判断能力の低下により福祉サービス利用援助事業での支援が困難であるケースなどについて、法人として成年後見人の役割を担います。	継続

取り組み名	取り組みの内容	方向性
資金貸付制度 ・生活福祉資金 貸付制度 ・民生金庫貸付 制度	◇低所得者・高齢者・障害者世帯に対して、審査の上で資金の貸し付けと、必要な援助を行います。	継続
配食サービス (まごころ弁当)	◇民生委員やボランティアの協力により、弁当を調理・配達し、利用者の安否を確認することで見守り体制の充実を図ります。	継続
友愛電話	◇月に一回ボランティアの電話により、安否確認や日常生活での不安や気になっていることの相談に応じます。	継続
関係団体との連携	◇各々の団体において友愛訪問や見守り活動に取り組めるよう支援します。	継続
居宅介護支援事業	◇介護保険サービスとして、ケアマネジャーがケアプランを作成し、適切な訪問介護や通所介護などが受けられるよう支援します。	継続
訪問介護事業	◇花園地域において、介護保険サービス・障害福祉サービスの事業者として、在宅での生活を支援します。	継続
通所介護事業	◇花園地域において、介護保険サービスの事業者として、在宅での生活を支援します。また、利用者と地域の方との交流により、地域内でのふれあいを図ります。	継続
高齢者生活福祉センター事業	◇社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上を図るため、通院や買い物のための移送サービス、一人暮らし高齢者のための弁当の配食、虚弱な高齢者のための住居の提供などを行います。	継続
福祉サービスに関する苦情解決体制	◇苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置し、苦情や意見の収集と対応を重ね、サービスの改善に役立てます。	継続
社会福祉士実習の受け入れ	◇福祉への道を志す学生が、かつらぎ町の地域福祉活動を知り、興味を持ち、将来的にかつらぎ町の福祉に貢献する人材を育成します。	継続

基本目標2 地域で活躍できる居場所と出番づくり

すべての人が主体的に地域の問題に取り組むまち

I. 地域福祉への理解の促進

現状と課題

住民アンケート調査の結果、過去5年以内の地域活動・ボランティア活動経験者は、前回調査で「ある」と答えた回答が55.0%で今回が37.9%と大幅に減少しており、とりわけ10歳代から30歳代においては活動経験がないという回答が7割以上という現状があります。地区懇談会では「シニア世代も若い人も活躍できる場を作りたい」といった意見が出され、全世代が福祉に関心を持ち、互いに支え合う地域づくりのためには、まず地域福祉への理解を深めることが必要です。

福祉の重要性に関する啓発や情報発信の充実を図ることで、すべての住民が地域福祉の意義を認識し、積極的な参画を促進します。

【再犯防止推進計画】

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、平成14年には約285万4千件にまで達していたが、平成15年から減少に転じて以降、年々減ってきており令和3年には、約56万8千件となりました。しかし一方で、再犯率は近年上昇傾向にあり、令和2年では49.1%をピークに若干の減少はあるものの横ばいの傾向にあり、令和5年では47.0%となっています。

罪を犯す人には様々な背景があり、貧困や差別、孤独などの生きづらさが影響している人もいます。また刑期を終えて出所しても、住居や就労先がなく生活が成り立たないことや、高齢で身寄りがない、福祉的な支援が必要にも関わらず適切な支援を受けられていないことなどから、再び犯罪に手を染める人が多い状況です。

再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と地域社会が受け入れる体制づくりが重要です。

また、犯罪を行った者だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立されることなく、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

住民からの声

- かつらぎ町のLINEを入れているが、日々進化していく驚いている。どんどん使いやすくなるのはうれしい。
- 費用の問題よりも、子ども・高齢者・誰もが簡単に情報を入手できる優しく親切な行政を行ってほしい。

- デマンド型乗り合いタクシーのくわしい情報などを、広報でも繰り返し知らせてほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇一部の福祉サービスの説明だけにとどまらず、さらに多くの分野にわたる内容の周知を検討します。 ◇若者支援、ひきこもり支援を関係機関と連携し、実施します。
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇若い世代が参加できるように、曜日や時間帯などに配慮した講座の開設を検討します。
介護技術講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者や障害者の家族介護者が集い、介護技術や認知症について学び、悩みや不安について語り合える場を企画します。
人権啓発推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ◇かつらぎ町人権啓発推進本部が中心となり、人権教育に関する研修会等への積極的な参加を住民に働きかけます。
懇談会、講演会	<ul style="list-style-type: none"> ◇認知症サポーター養成講座を開催し、住民に参加を求める。 ◇子どもの健全育成や子育て不安の解消に向けた講演会などを企画します。 ◇こころの健康づくりや精神疾患への理解について講演会を開催し、こころの健康や疾患についての理解を深めます。
【新規】 合理的配慮の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報の提供に際しては、大きな文字の使用やわかりやすく、平易な文章を使用するなど、どんな人にもしっかりと理解してもらえるように工夫します。 ◇年齢や障害の有無にかかわらず、すべての住民が平等に情報を得ることができるよう、情報のバリアフリー化に努めます。
【再犯防止推進計画】 再犯防止の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇就労や住居の確保の取組を支援します。 ◇保健医療や福祉サービスなどの利用促進を図ります。 ◇社会を明るくする運動を通じて、地域での再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。 ◇保護司会、更生保護女性会などの更生保護関係団体の活動の支援及び連携を図ります。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金	<ul style="list-style-type: none"> ◇赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の活動を通じて、福祉活動への理解の促進を図っていきます。 	継続
社会を明るくする運動	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域における犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの更生を地域の中での支え合いを推進していきます。 	継続

取り組み名	取り組みの内容	方向性
地区懇談会の実施	◇地域の中で気軽に話し合える機会を継続的に開催し、地域福祉活動への理解と地域のつながりづくりを支援します。	継続
合理的配慮研修会	◇障害のある人の生活や人生、生きづらさや生きやすさを地域のみんなで考え、「合理的配慮」とはどういうことか、お互いさまのまちづくりについて考える機会を増やします。	継続
恒久平和の実現	◇戦没者追悼式の開催支援や遺族会活動の支援を通じて地域住民が平和について考え、地域のつながりとつながりを深める機会をつくります。	継続

II. 地域福祉の担い手の育成と支援

現状と課題

若い世代を中心とした地域福祉の担い手の育成及び支援が喫緊の課題です。現状、若者の活動参加の割合が低い背景には、「仕事や家事などで忙しく時間がない」(39.0%)という理由や、「情報が入ってこない」(25.6%)、「きっかけがない」(25.4%)という現状があります。

地区懇談会でも、「地域の様々なノウハウを次の世代に伝えたい」といった意見が出ています。

これらを受け、若い世代が積極的に参加できる環境を整え、次世代を担う人材の育成と地域福祉に関する支援体制の充実を推進します。

住民からの声

- 町内会に加入していない家庭が増えている。
- 町内会への参加に興味はあるが永続的に参加できるのか不安が大きい。部分参加型の自治会活動も認めていただけるとありがたい。
- 配食サービスのボランティアの高齢化が進んでいる。対策が必要ではないか。
- 移住して来てくれる方達を求めるのであれば、もっと娯楽を楽しめるような所を増やしていく必要がある。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
学校におけるボランティア活動	◇学校での総合学習やボランティア活動など、子どもや若年層に向けた取り組みと協力し、地域活動への参加を呼び掛けます。
いきいきサロン事業	◇住民がふれあいを通じて仲間づくりの輪を広げ、高齢者の閉じこもり防止を図り、社会参加促進の拠点となり、気軽に集える憩いの場を自主的に運営します。 ◇サロン活動によって、高齢者の要介護状態への進行を予防し、生きがいとなるよう進めます。
手話教室の充実	◇手話奉仕員養成講座を開催します。
生活支援体制整備事業 (協議体・生活支援コーディネーターの設置) (再掲)	◇地域福祉という概念だけでなく、その意義や目的をさらに詳しく説明し、意識啓発を進めます。 ◇生活支援コーディネーターによる地域の社会資源の掘り起こしやネットワークづくりを推進します。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
ボランティアセンター事業	<p>◇ボランティア活動に関する情報の提供や相談に応じるとともに、ボランティアの登録者・登録団体の増加を図り、地域福祉の担い手を増やしていきます。また、地域におけるボランティア活動の普及や活動に対する支援に取り組みます。</p> <p>◇ボランティア活動への参加、または依頼の相談を受け付け、町内の福祉サービスのコーディネーターの役割を果たします。</p>	継続
児童・生徒への福祉教育の推進	<p>◇小・中学校、高等学校での人権啓発や学習会を通じて、将来的な地域福祉の担い手の育成に取り組みます。</p> <p>◇学校におけるボランティア活動助成金を活用しボランティア活動の機会につなげます。</p> <p>◇児童・生徒の体験学習としてボランティア活動普及パンフレットを整え、学習機会を提供します。</p>	継続
一般住民への福祉教育の推進	◇ボランティア活動や介護に関する知識など、住民が必要とするサービスを自ら学び、身につけるための学習機会を提供します。	継続
ボランティア体験事業	◇いつでも、どこでも、誰でも気軽に、ボランティア活動のきっかけづくりの機会を提供し、新たな担い手の確保を図ります。	充実
ちょっとサポート事業	◇制度では対応しきれないちょっとした困りごとを、地域の人々の助け合い活動によって解決を目指します。	継続
生活支援コーディネーター業務の受託	<p>◇サロンや身近な集まりなど地域にある居場所や活躍できる場を把握します。</p> <p>◇週1回以上の通いの場の確保を目指します。</p>	充実

III. ふれあい・交流の促進

現状と課題

多世代及び多様な人たちが交流することによる相互理解や協力関係の構築が重要です。地区懇談会では、「祭りなどで高齢者と若者のつながりを深めたい」や「イベント等交流の場で年齢を問わずに交流できる機会を増やす」といった具体的な提案が出されており、住民同士がふれあう場の創出が強く求められています。

今後は、地域活動の情報発信の充実や、気軽に集まれる公民館活動などを通じて、住民同士が意見交換を行い、支え合いながら地域の課題に取り組む基盤を作っていきます。

住民からの声

- 子どもが安全に遊べる場所が少ない。
- 笠田高校の「認知症カフェ」まったくカフェに感動した。これを学生がマネジメントできるよう、経営センスの訓練になるよう、深化させたらすばらしい。
- 最近、地域住民の集いが少なくなってきた。大きな公園をつくってほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
各地区公民館事業	◇地域の社会教育・生涯学習活動の拠点として、町民の自主的な活動の促進や教育文化の向上、心身共に健康で生きがいのある毎日を過ごせるよう、各種講座、教室、サークルの育成などの事業を実施します。 ◇行事やイベントを行うにあたって、より多くの住民が参加できるような工夫をするように努めます。また、若い人や親子で参加できるイベントの企画に努めます。
暮らしのガイドブックの発行	◇暮らしのガイドブックを発行し、かつらぎ町での暮らしに役立つ情報を紹介します。
いきいきサロン事業 (再掲)	◇住民がふれあいを通じて仲間づくりの輪を広げ、高齢者の閉じこもり防止を図り、社会参加促進の拠点となり、気軽に集える憩いの場を自主的に運営します。 ◇サロン活動によって、高齢者の要介護状態への進行を予防し、生きがいとなるよう進めます。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
ふれあい活動の支援	◇町内で世代や立場、障害の有無などを超えた交流・ふれあいの機会を提供する団体に対して助成を行い、こうした機会の増加を図ります。	継続
高齢者の健康・生きがいづくり	◇老人福祉大会の開催や老人クラブ連合会活動の支援・連携に取り組むことで、高齢者の健康づくりや、生きがいづくりに取り組みます。	継続
障害（児）者の社会参加	◇障害（児）者の健康づくり・生きがいづくりに取り組み、積極的に外に出て行く機会を図ります。	継続
若者の社会参加	◇不登校、未就労者の居場所づくりを図ります。 ◇N P O 法人よりみち、よつ葉福祉会など関係団体との連携により生活課題を共有し、居場所づくりに努めます。	継続
寄り添いサロン	◇人とのつながりが苦手な方や生活力が弱い方など、地域で安心して暮らせるチカラを自ら高めていくことを大切に調理や外出など社会的経験を通じて、自ら気づくキッカケを支援します。	継続

基本目標3 支え合い助け合いの地域づくり

多様な問題に連携しながら取り組むまち

I. 「健康寿命日本一」に向けた施策の推進

現状と課題

住民アンケート調査では、保健・医療（健康づくりなど）に対する関心が65.4%と高く、健康づくりに対する取り組みが求められています。地域での健康促進や在宅生活を支える福祉サービスの充実を通じて、住民が健康寿命の延伸を実現できる環境づくりを推進していくとともに、健康寿命日本一を目指す具体的な施策の展開が重要です。これにより、住民一人ひとりが自立した生活を送り、地域の中で貢献できる環境を整備します。

住民からの声

- 骨髄バンクに登録しようか迷っている。町から金銭的なサポートがあると有り難い。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
老人クラブ育成補助事業	◇関係団体との連携を図りつつ、誰もが気軽にできる生涯スポーツの普及によって、健康づくりの普及に努めます。
いきいきサロン事業 (再掲)	◇住民がふれあいを通じて仲間づくりの輪を広げ、高齢者の閉じこもり防止を図り、社会参加促進の拠点となり、気軽に集える憩いの場を自主的に運営します。 ◇サロン活動によって、高齢者の要介護状態への進行を予防し、生きがいとなるよう進めます。
介護予防の推進事業	◇65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要となる状態を予防することを目的とした運動や教室、講演会などに取り組みます。
各種検診・教室・相談事業	◇特定健診やがん検診などを実施します。 ◇検診後の保健指導、各種教室などにより、疾患の早期発見・重症化予防に努めます。 ◇関係団体（母子保健推進員・食生活改善推進員）及び健康推進員と連携を図りつつ、各種検診の受診を推進し、健康増進に取り組みます。

取り組み名	取り組みの内容
認知症対策の推進	<p>◇高齢者や障害者に対する理解を深めるため、地域住民との交流の機会の充実を図ります。</p> <p>◇シルバー人材センターを活用し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。</p> <p>◇講演会などのイベントを通じて、心のバリアフリーの促進を図ります。</p> <p>◇公共施設のバリアフリー化、心のバリアフリーの理解を推進します。</p>
【新規】 地域包括ケア体制の構築 (保健・医療・介護・福祉の連携強化、情報の共有についての体制づくり) (再掲)	<p>◇健康相談・栄養指導・運動指導・リハビリ相談を実施することにより、生活習慣の改善や疾病予防・機能維持改善を図ります。</p> <p>◇医療と保健及び福祉の関係機関の連携を推進します。</p>

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
高齢者の健康・生きがいづくり (再掲)	◇老人福祉大会の開催や老人クラブ連合会活動の支援・連携に取り組むことで、高齢者の健康づくりや、生きがいづくりに取り組みます。	継続
居宅介護支援事業 (再掲)	◇介護保険サービスとして、ケアマネジャーがケアプランを作成し、適切な訪問介護や通所介護などが受けられるよう支援します。	継続
訪問介護事業 (再掲)	◇花園地域において、介護保険サービス・障害福祉サービスの事業者として、在宅生活を支援します。	継続
通所介護事業 (再掲)	◇花園地域において、介護保険サービスの事業者として、在宅生活を支援します。また、利用者と地域の方との交流により、地域内でのふれあいを図ります。	継続
高齢者生活福祉センター事業 (再掲)	◇社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上を図るため、通院や買い物のための移送サービス、一人暮らし高齢者のための弁当の配食、虚弱な高齢者のための住居の提供などを行います。	継続

II. 一人ひとりの権利を守る施策の推進

現状と課題

福祉サービスに対する関心の低下と共に、住民が必要な支援を十分に受けられていない現状が見受けられます。特に、高齢者に関する事柄が 68.5%と高い関心を示している反面、成年後見制度については「少し知っている」が 31.1%、「よく知らないが聞いたことがある」と「知らない（この調査で知った）」を合わせ 55.4%と半数以上になっていることから、個々の権利を守るための制度の周知が急務です。

地区懇談会でも、「高齢化する住民の情報を地域が持っているようにしたい」といった意見が出され、制度の周知・広報活動の充実、相談窓口の整備・相談体制の充実、及び手続き支援の負担軽減（それぞれ 41.9%、39.6%、32.8%）が求められています。これらの施策を通じ、住民一人ひとりの権利を守る取り組みを強化します。

住民からの声

- 成年後見制度は、後見人等が選任されたら途中でやめられないなどいろいろ問題のある制度だと思う。制度の利用を安易に促進するのではなく、課題点も細やかに説明してくれる相談体制を作ってほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
児童虐待通告、相談窓口の設置（再掲）	◇民生委員・児童委員、関係機関と連携し、子どもや高齢者、障害者への虐待や暴力の防止の啓発をするとともに、虐待や暴力を早期に発見し、適切な対応につなげることができる取り組みを推進します。
要保護児童対策地域協議会の開催・専門専任の家庭児童相談員配置	◇子どもの貧困対策として、対象となる世帯への相談支援や就労支援をはじめとした支援を進めていき、教育・就労・社会参加の機会確保を図ります。
権利擁護事業（再掲）	◇認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の権利を守るために成年後見制度の利用促進を行います。 ◇判断力が低下された方の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることにより、本人を保護・支援します。

取り組み名	取り組みの内容
生活困窮者支援事業	◇生活保護に至る前の段階で、生活困窮状態から脱却するための就労相談や生活費の貸付等、生活困窮者の自立を支援します。
【成年後見制度利用促進基本計画】 成年後見制度利用促進事業	◇日常生活の支援などを行う権利擁護事業の周知を図ります。 ◇成年後見制度利用促進に係る中核機関が中心となり、成年後見制度が必要な人を適切な支援につなげられるよう地域連携体制を構築するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
生活困窮世帯の早期発見・早期対応	◇民生委員・児童委員をはじめ、関係機関・団体が、それぞれの活動現場で、生活困窮状態にある人を発見したときは、連絡・連携を密にし、早期発見・早期対応に努めます。 ◇定期的な調査を行い、継続的な見守り活動につなげます。	継続
目が不自由な方への情報提供（再掲）	◇「朗読山びこ」や「点字サークルあすなろ」の協力を得て、音声や点字での広報を作成し、情報を提供します。	継続
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（再掲）	◇判断能力が不充分な高齢者や知的障害者、精神障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。	充実
日常生活金銭管理等事業（再掲）	◇高齢者や障害者で、判断能力はあるが安定した生活のために継続的な相談支援が必要な方に対して、福祉サービス利用援助事業に準じたサービスを行います。	継続
【成年後見制度利用促進基本計画】 成年後見制度への対応（再掲）	◇日常生活の支援などを行う権利擁護事業の周知を図ります。 ◇成年後見制度利用促進に係る中核機関が中心となり、成年後見制度が必要な人を適切な支援につなげられるよう地域連携体制を構築するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。	継続
資金貸付制度（生活福祉資金貸付制度、民生金庫貸付制度）（再掲）	◇低所得者・高齢者・身体障害者世帯に対して、審査の上で資金の貸し付けと、必要な援助を行います。	継続
福祉サービスに関する苦情解決体制（再掲）	◇苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置し、苦情や意見の収集と対応を重ね、サービスの改善に役立てます。	継続

III. 災害時に備えた体制の強化

現状と課題

地域における災害時の備えで重要なことについては、住民アンケートの結果、「危険な箇所の把握」が52.7%、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が49.6%と高い関心を示しており、災害時に自分ができると思うこととしては、「近隣住民の安否の確認」(43.6%)や「体の不自由な人や高齢者の避難の手助け」(34.9%)が挙げられていますが、いずれも前回調査から減少しているため、地域の防災力の低下が懸念されます。

地区懇談会では「防災意識を高めることで町内会全員加入を図る」や「区民全員が町内会に加入しているようにしたい。災害時のこととも考えて」といった意見が出されています。

これらを踏まえ、行政と住民が連携して防災意識の向上及び日常的な交流を促進し、災害時には迅速かつ適切な対応ができる体制の強化に努めます。

住民からの声

- 南海トラフ地震に向けて、防災の専門家と地域の人をつないでほしい。
- 災害はいつ、どこでおこるかわからないので安否確認が重要となると思う。各自治会等でグループラインなどを安否確認に使用したらどうか。
- 各自治区で消防団員、医療従事者、役場職員、介護員の把握をしておけば、役割分担がスムーズにできると思う。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
民生委員・児童委員による避難行動要支援者の個別調査	◇自主防災組織の取り組みの強化や自主防災訓練への支援などを 行い、組織活動の活性化を図ります。 ◇災害時避難行動要支援者名簿を毎年度作成し、警察署及び消防署に配布し、要支援者の情報共有を行います。
避難行動要支援者の個別計画の整備	◇高齢者や子ども、障害者の方を交え、防災訓練を実施します。 ◇避難場所などについて周知し、避難場所にすぐ避難できるよう な体制を整えます。 ◇避難所施設の備品の整備や、プライバシーを守るための対策を 進めます。

取り組み名	取り組みの内容
かつらぎ町地域防災ネットワーク事業（防災メール等様々な情報を発信）	<ul style="list-style-type: none"> ◇広報車など、行政からの防災情報通達手段を確保します。 ◇災害メールの配信サービスの周知を図ります。 ◇住民に対して、ハザードマップの周知を進めます。 ◇「かつらぎ町自主防災組織連絡協議会」との連携を深めつつ、住民の自主的な防災活動を促します。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
災害ボランティアの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害時に社協や関係団体と連携して活動できるボランティアを普段のボランティア活動を通じて確認します。関係団体と協議の場をつくり、連携できる体制づくりを検討します。 	充実
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇行政・社協・N P O 法人・地域の役割を整理し発災時には円滑にボランティア活動ができるよう訓練を実施します。 	充実
災害時避難行動要支援者の個別懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害発生時の避難について、本人や家族、関係者だけでは、不安がある方に対して個別懇談会を開催し、避難方法を検討します。 	充実